

富士吉田市告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

富士吉田市長 堀内 茂

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地

別紙のとおり

2 指定公金事務取扱者が扱う公金事務の歳入内容

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、  
国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料  
（普通徴収）、市営住宅使用料、水道料金・下水道使用料

3 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

4 業務委託日 令和 8 年 4 月 1 日

5 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

ただし、みずほ銀行の指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年  
8 月 31 日

名 称	事務所の所在地
株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内 1-20-8
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル 5階
株式会社 しんきん情報サービス	東京都港区港南 1-8-27
株式会社 セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5-421
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8-8
株式会社 ファミリーマート	東京都港区芝浦 3-1-21
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字 久地 665-1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー13階
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3-10-1
株式会社 ローソン	東京都品川区大崎 1-11-2
KDDI 株式会社	東京都港区高輪 2-21-1 THE LINKPILLAR 1 NORTH
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2-11-1
みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1-5-5
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-2
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南 2-16-5 NBF 品川タワー